

# 生活習慣病管理料について

報酬改定により、令和6年6月1日より

高血圧・糖尿病・脂質異常症の患者様は、

これまで算定していた「特定疾患療養管理料」から

「生活習慣病管理料」への算定へ移行となり、

個人に応じた療養計画書をもとに

専門的・総合的な治療管理を行います。

定期受診時に療養計画書により説明を受けた後、

同意書にサインをいただきます。

移行に伴い、窓口負担額についても

これまでの金額から変更がございます。

対象：糖尿病、高血圧、脂質異常症を主病で通院の患者様（ただし、在宅自己注射

指導

管理料等を算定している方は除く)

開始時期：令和6年6月1日

療養計画書の発行頻度：1～4カ月に1回

何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます

山田医院